

費用負担問題の経過と今後の対応について

昭和62年12月7日

全社協・老人福祉施設協議会

1. 老人ホームの費用負担問題については、昨年7月より扶養義務者の扱いが同一福祉事務所管内まで拡大された結果、現場では本人・扶養義務者間で種々のトラブルが発生しはじめた。

2. また、61年末の予算編成期に本人負担限度額が引き上げられ、老人保健施設との関係が何ら配慮されなかったことに対し、老施協としては、その調整と限度額の凍結を要求し国会対策を行った経過があり、本年度に持ち越された。

3. そこで62年度に入るとすぐ、老施協としては費用負担問題小委員会を設置し検討を行い、次のような結論を得た。

扶養義務者の取り扱いについては、配偶者と同居の子どもに限定すること。

費用負担については、介護に対する公費負担の導入と利用者負担の限度額の設定を行い、原則として定額利用料とし、また現行の応能負担の考え方を改訂するなど、老人保健施設との調整を図ること。

当面、本人負担を12万円で据え置くこと。

4. この結論にそって厚生省と長期間協議を行ってきた。また、各都道府県老施協を通じて全国的に国会陳情を展開してきた。

その結果、扶養義務者問題については、厚生省においても老施協の要望を取り上げ、尊重しようとの結論になり、11月25日の三審議会費用負担検討小委員会ならびに11月30日の中央社会福祉審議会老人福祉専門分科会等において、その方向づけが固められる見通しとなった。

5. 一方、費用負担の基本的な考え方の改正、老人保健施設との調整、本人負担限度額据え置きなどに

ついては、長い折衝の経過の中で、次のような課題が明らかにされた。

まず第一に、厚生省老人福祉課あるいは社会局内でも、1年間をかけて様々な調整案が検討されたところであるが、費用負担の現行の応能負担原理は、成人・児童の全施設を貫く考え方であり、過去の審議会の答申もこの方向で負担の拡大を目指してきているので、措置制度そのものの根幹をなしている。

従って、措置制度そのもののあり方を検討することにならないと、老人の分野だけ、あるいは本人負担限度額のみ据え置きにするという措置をとることが難しいとの結論に達した。

6. 老施協においても、1年間かけてこの問題に取り組み、各都道府県老施協においても国会陳情等ご協力を厳ってきたが、現段階では、一応次のように結論づけた。

老人ホームと老人保健施設の制度問題の調整、特に費用負担の調整は急がれるところであるが、

ア. 老人保健施設が63年度に制度実施の予定であり、まだその実態がないこと

イ. 老人ホームにおいても、5万円以上あるいは12万円という高額負担者はまだ数が少なく、平均負担額は2万円程度で、大方は措置制度により、公費負担で行われている実態にあること

ウ. 厚生省が63年度、「老人保健福祉部」という新たな機構を設置し、当然、老人ホームと老人保健施設の調整問題、場合によれば一元化問題を取り上げる見通しがかなり明白になってきたこと

エ．従って、費用負担問題は、措置制度のあり方全体の問題として受け止め、どのように改革していくかという考え方をさらにしっかり煮詰めながら63年に向けて継続して対応していく必要がある

7．以上により方針を再確認すると、扶養義務者問題については、改善の方向が明

らかになったので、年内に結論を得る。

費用負担に関する老人保健施設との調整、本人負担限度額据え置き等の問題については、63年度への継続課題として対応していく。

また、老人保健施設は社会福祉法人も開設できることとなっているので、その措置に老人ホームとしても積極的に取り組む。